【改定前】

第１条（総則）

東京マラソン財団オフィシャルボランティアクラブ VOLUNTAINER（ボランテイナー）会員規約（以下「本規約」という）は、一般財団法人東京マラソン財団（以下「当財団」という）が運営する東京マラソン財団オフィシャルボランティアクラブ VOLUNTAINER（ボランテイナー）（以下「VOLUNTAINER」という）公式ウェブサイト（以下「本サイト」という）を通じて登録した会員（以下「会員」という）に対して提供する会員サービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。

【改定後】 ※下線部分を追加

第１条（総則）

1.東京マラソン財団オフィシャルボランティアクラブ VOLUNTAINER（ボランテイナー）会員規約（以下「本規約」という）は、一般財団法人東京マラソン財団（以下「当財団」という）が運営する東京マラソン財団オフィシャルボランティアクラブ VOLUNTAINER（ボランテイナー）（以下「VOLUNTAINER」という）公式ウェブサイト（以下「本サイト」という）を通じて登録した会員（以下「会員」という）に対して提供する会員サービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。

2.本サービスは民法第 548 条の2第１項に定める「定型取引」に該当し、また本規約は同項に定める「定型約款」に該当します。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【改定前】 ※下線部分を削除及び修正

第４条（本規約の変更）

当財団は、会員の事前の了承を得ることなく、自らの裁量により、本規約並びに本規約に付随するエントリー規約、参加規約、VOLUNTAINER リーダー登録規約及び個人情報の取扱いについて等の付随規約（以下総称して、「付随規約」という）を随時変更することができ、会員はこれらの変更後に本サイト上のマイページにログインすることにより、変更を承諾したものとみなします。

変更後の本規約は本サイト上に掲載した日より効力を生じるものとします。

【改定後】 ※下線部分を追記及び修正

第4条（本規約の変更）

当財団は、本規約並びに本規約に付随するエントリー規約、参加規約、VOLUNTAINER リーダー登録規約及び個人情報の取扱いについて等の付随規約（以下総称して、「付随規約」という）を以下の場合に、当財団の裁量で付随規約に追加、削除、修正等の変更をすることができるものとします。

1)付随規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

2)付随規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

前記による付随規約の変更を行う場合、当財団は付随規約を変更する旨、変更後の付随規約の内容及び変更の効力発生時期を本サイト上に表示する、またはその他適切な方法により会員に周知するものとします。変更後の付随規約は、上記効力発生時期より効力を生じるものとします。付随規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用した会員には、変更後の付随規約が適用されます。